

そういうことは、まだ折り返し地点なので、これからのことはトップとして言ってもらって、われわれとしては聞きたい。それから、8、9、10は福政会で、公社の運営組織というのは、今のままではなっていないということが言いたかった。管理体制が。それから、決裁プロセスがどうなっているのか。誰が決裁をして、誰がいくら簿価を圧縮するのか。誰かの命令がないと。

高宮泰一委員

前例の踏襲。そんなバカなことはない。

野田勝康委員長

それは、誰かが指示をしている。これは聞きたい。それから、公社の独立性というのは、結局、市長と理事職が一緒であるとか、簡単に言えば子会社のようなもの。どうにでもなる。それではダメなので、公社は独立したもので一定の線引きはしておかなければならないということが言いたかった。それから、10は、今、大谷委員も言われたように経理管理に関する情報公開。条例まで作るかはわからないが、最終的な提言案の中では当然、情報公開があつてしかるべきと思う。隠れ蓐みたいなのなので。当然求めていく。

これで今日の次第書の第1項目目はチェックをかけさせてもらったが、問題は何をどこに頼むか。今後、見積りを取ったり、私も二、三調べて、例えば、あずさ監査法人の公益セクター調査研究所というのがある。土地開発公社専門にやっているところ。ここが引き受けてくれればよいが、値段の問題もあるのでわからない。他にトーマツもある。ある程度、こじんまりと若手ばかりでやっているところもある。そこで、どうしても今日固めておきたいことは、地方自治法の100条の2を使うとなると、例えば、A監査法人に依頼するとすると、何と何と何を依頼すると。それを明確化して何か月間頼むとか、そういう一定の具体的なものが必要になる。それについて共通の見積りを取らないと勝手に決めると、監査請求をやられて何で決めたのかとやられてしまう。こっちがやられたら困るので、とりあえず何を依頼するのか。どれくらいの期間でこの調査をしてもらうか。こういうことがどうしても必要になるので、どうしても6月議会の最終日に議決が必要になる。そのためには、来週の21日にもう一度開催することになっているが、その時には委員会で委員会決定をして、議会の本会議へ上程案として議会発で出して議決をしておかないと。時期を逃すと臨時会を開いてくれということになる。そんなことはできないので、今日どうしても依頼項目だけは絞っておきたい。今から20分ほど休憩を取らせてもらって、依頼する調査項目を副委員長も含めて相談したい。35分まで休憩を取る。

(休 憩 15:15～15:35)

きり言ったので。

高宮泰一委員

事務局長とは、開発公社の事務局長のこと。

野田勝康委員長

そう。

高宮泰一委員

今の事務局長は4月から就任した方で、呼んでも何もわからない。それまでの事務局長でないと。

野田勝康委員長

実は、私も言った。しかし、前任者に拒まれると強制はできない。要は、頼んでみて。任意であれば問題ない。

木戸正隆委員

そのことは総務委員会でも話をしたが、調査権。たちあげる時に幹事会で100条でされるのか確認させてもらったが、そこがポイントであった。言われるとおり、任意でないと。これについては調整をとらせてもらいたい。

審良和夫委員

ここに至った以上、いろいろな話を聞かせてもらいたい。

野田勝康委員長

「調査上必要であれば」という前置きがしてあるので。

高宮泰一委員

それと同時に、塩見委員も先ほど「参考人を招致し」と書いておられたが、必要に応じて参考人を招致して、事務局長も参考人として招致する。そうすれば、歴代の事務局長も招致できる。現職の市長、副市長は呼べば、来てもらえるので。ただ、納得できる回答をしてくれるかどうかは。

野田勝康委員長

これからの方向性は。

高宮泰一委員

定款の問題とか、いろいろな欠点がある。監査、幹事の問題とか。

野田勝康委員長

題の３点について調査依頼をかけたいと思うが、みなさんのご意見は。

審良和夫委員

決算書と言われるのは、毎年出している決算書。その調査とは。

野田勝康委員長

このようなものでは全然話にならないので。

審良和夫委員

それに間違いがあるということはありません。数字がどのように動いているかは別にして。

野田勝康委員長

はっきり言うと、これには必ず総勘定元帳という、預金とか支払金利とか分けたものがある。それを附属明細と呼んでいるが、もちろんそれを見せてもらわないと調査できない。当然、依頼を受けた公認会計士もそれを見せてくれと言うはず。それは当たり前のこと。

審良和夫委員

当然、数値は合っているはずなので、そこから間違いを見つけることはしにくいと思う。

野田勝康委員長

例えば、売上金。売上金であれば、普通、預金通帳と合致。支払いする場合も、現金であることはない。そういうことをチェックしてもらう。細かいことについては２１日までに整理させてもらいたい。大きくはこの３点にさせてもらって、次回の２１日には各小項目を記載したものをお配りして、あと福知山市に説明を求めるもの、また提言等その他の個別課題を整理したものをお渡ししたいと思っている。至急に見積り依頼しないと間に合わない。そういうことで了解してもらえるか。

(全委員異議なし)

木戸正隆委員

委員長の方から、是非、監査法人にはこうして各委員から出された項目に着眼して調査してもらいたいと伝えてもらいたい。

野田勝康委員長

わかった。できれば、今日の生の資料にも目を通して。調査には、そういう背景というものがある。

高宮泰一委員

今の委員長の提案でよいが、決算書の調査の中で大谷委員も言われているが、私も、特に２１

野田勝康委員長

時間になったので再開する。今のスケジュールでいくと６月２１日の委員会で、まず地方自治法の１００条の２を適用するとなると、おそらくどこかの監査法人に依頼することになる。そうになると包括委任はできないので、何を調査してもらうのか具体的なものが必要になる。今、副委員長とも相談したが、基本的に一番大きな問題は簿価の正確な把握。防災センターのことを優先すべきとか、いろいろあると思うが、要は簿価の正確な把握。特に修正簿価の正確性の問題がある。これが大きな山ではないかと思う。それから、ふたつ目には決算書の問題。専門家には専門家なりの見方があると思うので、特に決算書の検証。１１億４０００万円の前期修正益があがっているが、これが正しいのかどうか。それから、人件費などの支出の問題。それから、売上収入の問題。そういう問題もいろいろあると思うが、包括的にはその決算書が正しいものだったのかどうか。特に修正したと言われているが、正しい修正なのかどうか。特に２１年度については、いろいろな問題を含んでいるのではないと言われるけれども、やはりそれも含めて決算書のチェックをかける。ただ、相手も決算書をチェックしてほしいだけではなかなか見積り金額が出ないと思うので、もう少し細目について議会までに私と副委員長なり事務局と相談させてもらいたい。それから、３番目はキャッシュフローの問題。金の流れの問題。不正に流れているとか本当に金利として払われているのか。やはりキャッシュフロー計算書の検証が、ただキャッシュフローという言葉自体が最近言われ出した言葉なので。バブルの時もあまりキャッシュフローとは言わなかった。昔風に言う、収益計算書と言ったほうがわかると思う。これをチェックすることによってお金の流れはわかる。いろいろとご意見はあったと思うが、この３点をもう少し具体化したものを出すにしても大きくはこの３点について依頼してはどうか。ご意見はあとで伺う。それから、福知山市に対して説明を求める項目も整理させてもらう。それから、みなさんの提言やご意見も整理してまとめさせてもらう。とりあえず、今大切なのは簿価の問題と決算書、キャッシュフロー計算書の問題が大きな問題ではないかと。この３点について、できればあずさ監査法人の公益セクター研究所へも依頼を出したい。大きな会社になると値段が高いのと、非常にサラリーマン的になる。いちいち上司に決裁を取って、ごちゃごちゃ言うので、そこまで複雑なことではないので、公認法の知識があって、できれば京都の近場でわれわれが開催する時に来てもらえるようなところも考える。非常に大きなところ、中程度の京都監査法人のようなところ、もう少し小さな若手のところと何点か日本会計士協会の事務局に依頼をかけて、紹介を受けたいと思っている。一応、今日の確認としては、簿価の問題、決算書の問題、キャッシュフロー計算書の問

らうか。

木戸正隆委員

基本的には各会派から出ているので、このメンバーやった方が時間のロスもない。ある一定、委任を受けているので、ここでやるべきと考える。

塩見 仁委員

この件は5月28日の京都新聞が粉飾決算と打ったことから端を発している。極めつけは、「市や議会にも責任がある」と指摘を受けている。これを受けて、議会の果たすべき役割はどのようなかということで、わざわざ特別委員会を設置することになったので、今も木戸委員が言われてように各会派から1名づつ出ているので、勉強会はこのメンバーでやるべきと考える。拡大するのは、次の段階。

野田勝康委員長

他にも意見があると思うが、議長なり私に全協でという希望があれば、それはその時に。一応、このメンバー10名で開催することによいか。

(全委員異議なし)

荒川浩司委員

今の件に異論はないが、百条委員会をやっている中では傍聴に来たい人は来れることになっているので、そういう仕組みでやればどうか。

野田勝康委員長

傍聴に入るなどとは言えないので。

木戸正隆委員

秘密会もできる。委員会の中できちっと終結していないのに、傍聴というのはちょっと考えてほしい。

野田勝康委員長

ただ、勉強会なので。

木戸正隆委員

勉強会でも、話の中に出てくる。経過によっては秘密会もできるので、そこは守ってもらいたい。ずっと傍聴させるのはどうか。経過の中で決着していない中でいろいろな意見が表に出ていくことになる。そうなる误解して伝わってしまう。必要に応じて秘密会でやればよい。そういう意味。

年度決算の用地売却額16億円。事業原価は12億円。普通、ぱっと考えたらおかしい。5パーセントの利益を取っての用地売却額になるので、この差額4億7000万円が儲けになっているが、はっきり言うとこれ自体が粉飾そのもの。これを調べるには21年度の用地売却11件の簿価、それから維持管理費。それを先に調べることを言ったほうが、全ての簿価を調べるには膨大な資料になるので、最初はここが良いと考える。

野田勝康委員長

それは、取り掛かり方の問題で、あまり昔のものでなくて今のものからやってもらえないかということ。

高宮泰一委員

そういうこと。

野田勝康委員長

わかった。まず、直近から調査してもらおう。そういう意味か。

高宮泰一委員

そういうこと。

野田勝康委員長

それも付記させてもらおう。そういう形で進めさせてもらおう。もう少し整理をさせてもらって、小項目についても書いて、次回に配らせてもらいたい。それと、もう1点。勉強会のことであるが、勉強会は1、2回やればよいと思っている。とりあえず、これだけ別に頼むかもしれない。今回依頼するところにやってもらえればよいが、ちょっと手間取るかもしれないので、とりあえず基本的な土地開発公社の課題とか質問したい項目を考えておいてもらって、できれば7月の第2週くらいに開催したいと考えている。視察の関係もあるが、6日、7日、8日くらいが。決まり次第、大至急やりたいと思っている。どういう調査方針が良いのかということも話してもらいたいと考えているが、その方向で進めさせてもらってもよいか。

(全委員異議なし)

それともう1つ。まず、その前にこの特別委員会だけで勉強会をするのか。例えば、希望者があれば、せっかくの機会なので他の方に入っていただいてもよいのではないかと考えている。ただ、全協となるとあまりにも人数が多いので質問もできないということもある。副委員長に相談していないので申し訳ないが、できればこの部屋くらいで、希望者は来てもらう程度でと考えているが、ご意見があれば。特別委員会でやるか全協でやるか。特別委員会で希望者だけ入っても

いと何が起こるかわからないので、それはまた市長の方に話をする。とりあえず、どんな見積りがあがってくるかわからない。

稲垣司郎委員

予算は多い目にとっておいて、余れば返せばよい。

野田勝康委員長

こうした土地開発公社の不正事件が起きて調査が入ったのは、全国的にも頻繁にあることではないので、私は、取り組んだ監査法人にとってはひとつの実績、評価になると思う。舞鶴の市民病院に入った監査法人も有名になって、全国の市民病院に入っている。そういうこともあるので、ボランティアとは言わないが、そういうことも加味して、しっかりしたところをお願いできないかと思っている。とりあえず3カ月でお願いすることで。

審良和夫委員

この委員会をたちあげる時に短期決戦だと委員長自ら言われていたが、この委員会の期限をいつまでと考えられるのか。例えば、9月に回答があったとすれば、早くて12月。例えば、8月にもらって9月議会で中間発表ができるのか。こちらのタイムスケジュールは。

野田勝康委員長

私としては、なるべく早い方がよい。

木戸正隆委員

基本的には、委員長が言われるように2カ月、3カ月やって9月。これがひとつの目途。無理なら無理で仕方がない。

野田勝康委員長

報告書が9月にあがらないかもしれない。まあ、正式に決まれば9月初旬には最終の報告書を出してほしい。そういう準備で人数を増やすなどして調査してもらいたいと、そういう依頼はしたい。

稲垣司郎委員

今、決めようとしているのは何カ月間、業者に委託するのかということ。そこにいろいろと付けると、先に進まない。それを先に決めてもらいたい。

野田勝康委員長

3カ月ということでみなさんにご了解いただければ、それで依頼書を作りたいが。それでよいのか。

野田勝康委員長

わかった。そういう事態が起これば、みなさんに諮らせてもらうが、今のところそういう事態になっていない。今は勉強会のことについて絞りたい。荒川委員からあったように他の委員から傍聴を求められる場合、それを拒否することはできないので、それは通常の手続きでやってもらえばよいと思う。そのようなことで進めさせてもらってもよいのか。

(全委員異議なし)

それと、調査依頼をする時に、おそらく大阪から来る場合でも行き帰りに4時間くらいかかるので、こちらに泊まることになると思う。そうしないと効率が非常に悪い。それで、一応、調査報告の最終期限を決めなければならないので、一応何カ月間でやってもらいたいという業務委託の期間の設定がいる。永遠にというわけにはいかないもので、それによって金額も違ってくる。やること自体は、ひとつの簿価の計算をすれば複雑な再計算をすることはないと思うが、1人なのか2人なのか3人なのかかわからないが、一応期間としては3カ月以内には結論を出してもらわないと。7、8、9月がひとつの目安ではないかと。

稲垣司郎委員

専門家はどれくらいかかると言っているのか。

野田勝康委員長

大体2カ月でできるだろうとは聞いている。土地が頻繁に年間100件も動いているところであれば別だが、福知山市はそんなに多くない。支出にしても人件費ほどでしれている。7、8月で大体できるのではないかと。一定の中間報告をして、9月に最終報告をさせてもらったらどうかと思っている。一定、委託期間は3カ月くらいで考えている。

木戸正隆委員

今、2カ月程度で9月と言われたが、そういうことも相手に言ってもらって、それを確認してもらわないと。ここで勝手に言っていてできない場合もある。

野田勝康委員長

それを言わないと見積書はくれない。

木戸正隆委員

そう言っても、できるのか、できないのか。

野田勝康委員長

そうなら3カ月では無理だと書いてくると思う。ただ、予算自体はある程度余裕を持っていな

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録									
開 会 日		平成22年7月7日 (水)							
開会時刻		午前10時							
閉会時刻		午前11時16分							
会議場所		第3委員会室							
出席者		協議事項							
		○ 今後の調査スケジュールについて							
		○ 委託公認会計士の選定について							
		○ 研修会の開催について							
		○ その他							
出 席 者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員 (欠席・・・木戸正隆委員)							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員								
	その他								
関 覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録調整者
									

(全委員異議なし)

他になれば、本日はこれくらいで。長時間大変ご苦勞さまでした。あと21日の委員会をも
って、24日の提案で議決を採りたいと思っている。

今、事務局から100条の2を適用するのかと聞かれている。私は、みなさん適用するという
ことで理解しているが、ちょっと事務局から説明してもらおう。

辻本次長

今、議論してもらって、21日に委員会をして、そして24日の本会議で地方自治法100条
の2に基づく専門家に調査を依頼するということでご確認いただいているということで、そうい
う結論でよかったか。

(全委員異議なし)

野田勝康委員長

100条の2は議決行為であるということと包括委託はできない。それでは100条の2の適
用ということをご了解を。

それでは、本日は大変ご苦勞様でした。

閉 会 午後4時 7分

ュールを調整したいと考えている。みなさんのお手元に行事予定表を配布しているが、これを参考にして、日程を入れていきたいと思う。

そこで、具体的な日程調整で、今日が7日で、あとで具体的な監査法人名を申し上げるが、研修会の日を7月13日かどうかと思っている。この日は議会だより編集委員会があるが、先方の監査法人とのやり取りでは、午後4時半には終わりたい言っている。北都信用金庫の顧問をやられていて、こちらの方に頻繁に来られているので申し込まれたのではないかと個人的には思っている。もし、議会だより編集委員会が午後になっても、日程的に13日の午後1時30分から開催したいと考えているが、編集委員会と重複している荒川委員、どうか。

荒川浩司委員

全然問題ない。

野田勝康委員長

もし午後になるようなら、荒川委員のところを繰り上げてもらうように吉見委員長と相談してもらいたい。

荒川浩司委員

昼を越えたりはしない。

野田勝康委員長

それでは、13日の午後1時30分ということで決めてもよいか。

(全委員異議なし)

それでは、そのようにさせてもらう。あと、7月中の日程を押さえさせてもらいたい。14日からは福政会の行政視察。21日からは共産党さんの行政視察。26日、27日は由良川改修の要望。30日も由良川改修の要望。そうすると市から説明を受ける日は20日が適当ではないかと思う。その日は百条委員会があるが、永田委員長と話をして、午前中にやってもらって、午後1時半から第1回目の市からの説明会としたい。

大谷洋介委員

昨日の百条では午後3時から日新中学校があるので、午後1時半から百条をやることになっていた。土地開発公社の方が時間がかかるのであれば、午前中の方がよいのではないかと思う。百条はそんなに時間がかからない。

野田勝康委員長

それでは、永田委員長に話をして、20日の日は午前10時から説明を受ける。あと、もう1

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

平成22年7月 7日

第3委員会室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 荒川浩司委員

塩見 仁委員 高宮辰郎委員 高宮泰一委員 (欠席・・・木戸正隆委員)

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開会 午前10時

野田勝康委員長

委員のみなさん、大変ご苦労さん。

それでは、定刻の時間となったので、ただいまから第3回協議会を開催する。

前回の第1回委員会では、①今後の委員会の進め方についての確認 さらに、②専門的事項について公認会計士又は監査法人に調査委託すること ③調査事項について公認会計士に委託する事項と委託しない事項の確認 そして、④7月の第2週に公認会計士を講師に研修会を実施すること。この4点について、前回は確認いただいたと思っている。

最初にここでお断りするが、本日の次第書にもあるように7月第2週ということで研修会を考えていたが、公認会計士の選定に非常に時間を要したので、研修会の開催日については、あとで協議をさせていただく。

それでは、以上の確認を踏まえて、本日の協議事項に入らせてもらう。

本日は、協議会の開催案内でもお知らせしていたが、日程調整と公認会計士の選定経過報告などの打ち合わせを中心に協議を行いたいと考えている。

それでは、1点目の今後のスケジュールについて、7月、8月は非常にたて込んだ日程になっている。この中で精力的に協議会や委員会を開催しなければならない。途中、お盆の時期にもさしかかり、かなりタイトな日程になるのではないかと思うがご協力願いたい。あとの予定で、まず当初から言っている研修会の開催日、それから公認会計士に委託した調査事項以外の調査事項について、市から具体的な説明を受ける日程等について協議したい。この2点についてのスケジ

調査委託しない調査事項、「(1)市から説明を受ける調査事項」の5番「土地開発公社と財団との関係」から31番「無目的土地の購入の有無」までが余りにも細かいので、行政サイドに書面で説明を求める項目としては、抽象的になるかもわからないが、もう少し整理をしたらどうかと思っている。それから、2番目の福知山市から監督権のあり方について説明を受ける事項も3番から24番も、これもある程度大項目に整理させてもらえないかと思っている。それで、私の私案で申し訳ないが、行政に書面で提出を求める事項の取りまとめをさせてもらった。

(別紙資料「公認会計士に調査委託しない調査事項(案)」を配付)

最初に調査項目1「福知山市土地開発公社の不適切な事務処理や会計処理等について、その経過と内容を調査する」にかかる調査事項。これは、あまりにも長いので、まず調査項目1と言えば、これだと理解してもらいたい。その次に、調査項目2「福知山市土地開発公社に対する福知山市の監督権のあり方等について調査する」にかかる調査事項。これを調査項目2と。いわゆる監督権に関する事項と。以下そういう形で、調査項目1と言えば「会計処理と事務処理の関係」。多くは公認会計士に依頼することになると思う。調査項目2と言えば、先ほど申し上げた、「福知山市の監督権のあり方について」と、今後呼ばせてもらいたい。みなさんから提出してもらったものをなぜ整理したかと言うと、まず「5 土地開発公社と財団の関係」というのは、われわれも十分に理解していないので、土地開発公社がどういうものなのか、できた背景、財団ができた背景など一定の説明を受ける必要がある。それから、13番、14番、31番は、結局、用地取得にかかわる問題。所在地や取得目的と用地処分。例えば、5年間以上の塩漬け土地の状況とか取得目的とか処分の可能性など。私としては、そのように理解している。それから、14番の「収入支出を裏付ける証憑書類はそろっているのか」というのは、公認会計士が収入と支出をチェックしていくので、会計士の調査事項の中に組み込んだ方がよいのではないかと考えている。それから、「土地購入金額の借入先の履歴並びに利息の履歴」も当然、公認会計士が普通預金通帳を見ればわかるので、会計士への依頼事項に入れないと調査できない。会計士に任せた方がよいと思うので、ここではこの事項は省かせてもらった。それから、18番、19番は、基本的には特定土地と有料貸付土地にまとめさせてもらって、貸付土地の明細などについて説明を受けてはどうか。あと、20番の防災センターにかかる調査は、議会のみなさんからお願いして監査法人の報告を待てばよいのではないかと。以上、大きく4項目にまとめさせてもらった。当然、バックデータとして3ページのものを付けていくので、これはかがみのようなものだと理解してもらえばどうかと思う。

日とおきたい。これと言うと7月29日しかないが、私が差し支えていて、7月28日の午前10時から12時の時間帯で取らせてもらえればありがたい。一応そこまで決めさせてもらって、流れの中で8月の予定を決めたいと思っている。これを見ると8月6日の午後1時30分。あと12日の午後1時30分。これは確定ではないが、一応メモ程度にしておいてもらいたい。

なお、13日の研修会は大体90分程度の予定。終わったあとで会計士との質疑の時間をとりたいと思っている。

私としては、高宮泰一委員からも出ていたが、まず直近の決算書、最低3年間分を。特に20年度と21年度の決算書とキャッシュフロー計算書、防災センター等の簿価の問題等を優先的に調査をお願いしてはどうかと考えている。もし、ご希望があれば研修会の時に言ってもらいたい。

それでは、今後の調査日程については今のようなことで進めさせてもらう。

2番目の委託公認会計士の選定については、先ほど申し上げたように契約に非常に時間を要した。実は随意契約で、まず、参考見積りを取らなければならなかった。それで、行政内部には参考見積りを算出できるノウハウを持っていないので、参考見積りのための委託先を決めなければならず、市内の業者や会計士協会から紹介してもらった滋賀県の業者に参考見積りを出してもらい、その参考見積りに則って予定価格を決めた。次に、たまたま昨日の京都新聞に京都の公認会計士の一覧表が載っていたが、そこに載っている日本で一番大きなあずさ監査法人、中規模程度の京都監査法人、こじんまりとした、5、6人の若手でやる気のあるスター監査法人と個人の公認会計士の4者に見積もりを依頼した。その結果、あずさ監査法人と京都監査法人は両方とも辞退され、非常に心配したが、最終的にスター監査法人の中川さん。京都北都信用金庫の顧問で頻繁に宮津に行かれていますので、ここに決定した。13日にどなたが来られるかはわからないが、メールの返信では3、4名でチームを組んで集中的にやる、精一杯やらせてもらいたいという返事であった。聞くところによると舞鶴市民病院の監査をやられているということ。研修会では、要は、土地開発公社の会計処理の方法とか専門用語の解説、今後の調査方針の説明を受けたい。一応、13日はこのような日程を考えている。

次に、公認会計士に調査委託していない事項。つまり、われわれが調査する事項があるが、過日整理をさせてもらって、事務処理、会計処理にかかる調査と福知山市の監督権についての調査事項。大きく2つある。その中の1番目が「市から説明を受ける調査事項」。2番目は「提言とか提案の事項」。そして「その他」。まず、われわれとしては「市から説明を受ける調査事項」。さらには質疑。そういう形で進めさせてもらう。ただ、みなさんから提出してもらった公認会計士に

わかった。

高宮泰一委員

できれば説明会までに。

野田勝康委員長

できれば今日、明日中に整理して、渡しておいて、当日はその資料に基づいて説明を受けるようにしたい。当然、バックデータも渡すので、必要なものは資料として出してもらおう。

高宮泰一委員

それから、もうひとつ。先ほど言われていた決算資料の中で、30分以内ということと言われたので、それであるなら3年間分を全部出してもらいたい。

野田勝康委員長

委員会としては、だんだん広がっていく可能性があるが、そうすると收拾がつかなくなる。できれば、ある程度整理できるものは整理して、出せる資料は全部出してもらって、できるだけ早く、お盆までに中間報告を会計士に出してもらいたいと思っている。会計士は、土地の動きも多くな固定費も決まっているので、経年で表を作成すれば決算書の問題はそれほど大きな問題ではない。やはり、簿価が一番手間取る。金利が変動しているので、再計算に時間がかかるのではないかと心配していた。

とりあえず、市から説明を受ける調査事項はこれでいかせてもらいたい。市からの第1回目の説明会は20日の午前10時から。とりあえず、そのあたりからとっかかりとして入らせてもらいたいと思う。

稲垣司郎委員

一般質問の中で塩漬け土地がどれくらいあるのかを聞いたところ、58億円という数字が出て、総額で80数億円抱えているという話であった。福知山市が土地開発公社に対して先行取得を依頼するまでの行政内部の事務処理がどうだったのかということは特別委員会で調査できる。原課にある一件書類を見せてもらって、その上で。

野田勝康委員長

今、稲垣委員が言われたことは、ここに「5年以上の塩漬け土地の状況」と書いている。また、その下に「福知山市の公社に対する監理体制・決裁プロセス」と。市との関係という意味で書かせてもらっている。言われているのは、公社にいくまでの過程。特に、そういう点の説明を求めたい。

それから、調査項目2は「3 市の責任の程度」から始まってずっとあるが、やはりこれは土地開発公社の設立の目的について、1番の「土地開発公社と財団との関係」ともリンクするが、定款に基づいた説明を受けてはどうかと思う。そうすると、当然、公営法の使命とか目的とか、こういった運営方針を持っているのかということになるので、特に4番などはこれに入るのではない。それから、24番の中で福知山市の公社に対する監理・運営体制、決裁プロセスが全くわからないので一定の説明を受けてはどうかと思う。それから、土地開発公社は別法人なので、われわれ議会は直接チェックできない。これについては市長も新聞紙上でも情報開示を積極的に進めると言っておられるので、今後の情報開示についての見解を求めるのが3に当たるのではない。それから、4番目に土地開発公社の組織、理事者の兼職、監事の役割が書いてあると思う。副市長も、言われれば、いつでも出ていくと言っているし、当然、市長も出てきていただけると理解しているので、全体の、今の土地開発公社の組織がどんなふうになっているのか。はたして、あれだけの人数が必要なのか。5千数百万円のほとんどが人件費。年間の土地の売買件数は10件程度。毎日、毎日商売している訳ではない。今の組織が適正かどうかも含めて説明を受けてはどうかと思っている。なお、何回も言うが、監査法人については直近の3年間の調査に入ってもらおう。過日、高宮泰一委員からもあったが、売却用地の明細が全くない。大谷洋介委員から言われていた特損の関係、「公社用地公募等処分事業」の3477.28平方メートルの損失が特損にあがっていない。これを聞いたところ、ものの30分を出してきた。だから、持っている。ここだけを見ると、確かに赤。だけど全部足すと黒になるだけで、ここだけ見ると売却損が出ていた。そういうこともあるので、特に防災センター、都センターにかかる簿価の再積算を優先的に進めてもらえないか。おそらく専門家がやって、データがあれば、それほど時間がかかることはないと思う。

以上、誠に失礼とは思ったが、このように取りまとめをさせてもらった。この点について何かあれば。

高宮泰一委員

すでにもらっている資料の平成21年度末簿価一覧表に番地と面積、いつ取得したのかが載っていない。載せたものをもらわないと参考資料にならない。それを要求してもらいたい。それから、その中に用地費、いわゆる取得費よりも低い従前簿価の土地が何カ所ある。子どもの仕事ではないので、どうして従前簿価が安くなるのか、何か目的があったのか説明を求めたい。

野田勝康委員長

がっている。高宮泰一議員も「取得契約、取得額の契約書」というのがある。そういう契約関係の書類を是非とも見せてもらって、どのような流れで事業が動いたのか、どのような流れで発注されたのかを目で確認させてもらいたい。

野田勝康委員長

それは、全部というのではなくて、ある1つの流れを参考事例としてあげるということでよいのか。

審良和夫委員

1つでは。

高宮泰一委員

先ほど委員長が言われた中に「用地取得と用地処分について」と出ている。これを、最初の依頼書から、契約書から全部出してもらうというのが一番やりやすい方法ではないかということ。

審良和夫委員

契約書を見せてもらいたい。

野田勝康委員長

わかった。整理すると、契約書の前に土地の動きを。決算書の附属明細の金額を出すとそれで動きがわかる。それに依頼書や契約書などを全部つけてもらう。

高宮泰一委員

そういうこと。

野田勝康委員長

それを40年間分となるとかなりの。

審良和夫委員

40年間分とは言っていない。

野田勝康委員長

だから、とりあえず直近3期を集中的にやるということでご理解願いたい。まず、それをベースにして、どういう動きをしているか理解することで。まず3期。

審良和夫委員

膨大なものになって、手に負えないなら1年でも。

野田勝康委員長

とりあえず直近の1期。それに付随する2期分。

塩見 仁委員

先ほど高宮泰一委員が言われた平成21年度の用地一覧表の中に目的欄がある。原課が事業を展開する中で必要となった土地の取得を開発公社にかけているので、元の事業を押さえられれば、必然的に目的は出てくる。稲垣委員が言われたように処理の過程は全て原課にある。いわゆる一番ベースのところは市本体にある。

野田勝康委員長

あまりにも事業名が抽象的なので。具体的な事業名があるはず。

審良和夫委員

先ほどの委員長の説明で、当初は市から説明を受ける事項に入れていたが、監査法人が入れば一目瞭然なのでそちらに見てもらった方がよいという話であったが。

野田勝康委員長

公認会計士から報告書が出るので、出てから収支の説明を受けたらどうかと思っている。

審良和夫委員

だから、ここからは抜いたと。

野田勝康委員長

まず、収支の関係はキャッシュフローになるが、そういうものは一定チェックをかけてもらって報告を受けるので、多分いろいろなことが出てくると思うので。

審良和夫委員

先ほどの話では報告を受けるのは9月になるということであったが。私としては、今できること、数字の読み合わせは難しいかもしれないが仕事の流れ、事業の流れを見るには契約書さえ見せてもらえればわかる。だから、せめて契約書を開示してもらって見せてもらいたい。全部とは言わないので、例えば、21年度でこれだけと。そうでないと、どこをどう質問するか難しいことになる。

野田勝康委員長

私は、そういう理解をしていなかった。収入支出と書いてあったので、キャッシュフロー計算書のことだと思っていた。キャッシュフロー計算書で不正があつて、他のところに流用されているとか、そういう理解をしていた。土地を取得して売るまでの流れという理解をしていなかった。

審良和夫委員

各議員が提出した質問事項には、例えば、創政会さんも「土地売買契約書の確認」というがあ

でよいか。

(全委員異議なし)

それから、13日の研修会の後に簡単な打ち合わせ会を行いたい。打ち合わせ会というのは、例えば、日程調整とか、協議するための協議事項の整理とか、そういう確認のための打ち合わせ会で、簡単な報告書は作成するが原則議事録は作成しない。

本日の協議会は以上で終わらせてもらいたい。とりあえず、第1回の市との説明会の日程と市への質疑項目、それから研修会を決めてもらった。それでは、次回は7月13日、火曜日の午後1時30分から研修会を開催し、その後、日程等の打ち合わせ会を開催するのでよろしく願います。

塩見 仁委員

今日は協議会で召集してもらったが、今、今後のスケジュールが決まり、監査法人も決まり、研修会も決まった。これから公式に動くわけなので、ここで協議会を委員会に切り替えて、委員会として決定しておく必要がある。

野田勝康委員長

今、塩見 仁委員から提案のあった決定事項については委員会決定が必要なので、委員会に切り替えさせてもらいたい。

閉 会 午前11時16分

高宮泰一委員

それがわかれば、次に用地簿価一覧表に載っている不信なところを調べる。そういう順番がよいのではないか。

高宮辰郎委員

高宮泰一委員が言われるように用地簿価一覧表の中の疑問点がある。1年とか3年とかではないに疑問点があるので、その中でピックアップして、契約から収入支出、証書関係まで見せてもらいたいということを書かせてもらっている。

野田勝康委員長

それはわかった。とりあえず、まず1期分を見る。その次に3期やる。それが一応チェックできて、こういうことをしているとわかれば過去の分についても見ることができる。それでは、そういうことをこれに付け加えさせてもらう。

稲垣司郎委員

1つの物件を取得するまでの経過は一件書類に全てある。だから、これが116冊あるということ。その中には契約書の写しもあり、決裁もある。要は、塩漬け土地というのは目的なもしに買ったのと同じこと。そういうものが市民の負担になるので、それを調べる。調べることはたいした作業ではないと思う。2人1班で、5班作れば。

市長は京都新聞によると「内部調査以上の内容は出てこない」、「市議会の特別委員会に対抗してやると受け取られかねない」ので外部調査はしないということであったが、こちらからそのようなことを言ったことはなし、開発公社には2002年以前の帳簿データがないということであるが、なければ市に永年保存の一件書類がある。それを見れば経過がわかるし、それに基づいたものがないとなるとそれは大変な話になる。われわれにできることがたくさんあるのではないか。

野田勝康委員長

わかった。課題は山積しているし項目が非常に多いので、一定の時間の中で取り組んでいかなければならないと思っている。今、言われていることは充分わかった。いただいたご意見も加えて、とりまとめさせてもらった調査事項をみなさんにフックスさせてもらう。それにバックデータとして当初のみなさんからあがってきたものを付けて、当然、補足説明を入れて市の理事者サイドに提出する。まず、そこがとっかかりで、一定の突破口ではないかと思う。それと、研修会が片方で走り出すので、専門家は専門家として目の付けどころが違うかもしれないので是非教えてもらいたい。この2本建てでいきたいと思っている。そのような形ですすめさせてもらうこと

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

平成22年7月20日

第3委員会室

出席委員：野田勝康委員長 大西敏博副委員長

審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員

塩見 仁委員 高宮辰郎委員 (遅刻・・・高宮泰一委員)

事務局：辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任

開会 午前10時

野田勝康委員長

委員のみなさん、おはようございます。

ただいまから第4回協議会を開催する。

初めに、どうしても百条委員会と調整がとれず同時開催となったことをお詫びする。出席については各議員の判断に任せている。それから、高宮泰一委員は交通渋滞で遅刻するとの連絡が入っているの、その点について報告をさせてもらう。

それでは、前回の研修会ではスター監査法人の中川正茂公認会計士から、平成20年度、平成21年度決算書を用いて、決算書の見方の説明と現状の簿価の正確な把握が、粉飾金額の算出には重要であること。また、不正支出の有無は損益計算書の調査が必要であること。さらには、今後の調査方針についても説明してもらい、委員のみなさんも公社の決算書の概略について一定のご理解いただいたものと思っている。

そして、次回7月28日の研修会では、第1回研修会の内容の要点を再度説明してもらったあと、「公拡法」独特の会計処理、日本の全国的な基準について説明してもらい、さらにその点について理解を深めてもらいたいと思っている。

本日は、前回の研修会後の打ち合わせ会での確認及び本日の協議会開催案内でもお知らせしているように、「市から説明を受ける調査事項」に基づき、市から説明をお願いしたいと考えている。説明の順序は、初めに調査事項1の(1)土地開発公社と財団の関係を説明してもらい、その後質疑応答、次に同じように(2)の説明、質疑応答というように進めさせてもらいたいので了解

市土地開発公社調査特別委員協議会 会議録

開 会 日		平成22年7月20日 (火)							
開会時刻		午前10時							
閉会時刻		午後0時40分							
会議場所		第3委員会室							
協議事項									
○ 「市から説明を受ける調査事項」についての市からの説明									
○ その他									
出席者	委 員	野田勝康委員長 大西敏博副委員長 審良和夫委員 大谷洋介委員 稲垣司郎委員 木戸正隆委員 荒川浩司委員 塩見 仁委員 高宮辰郎委員 (遅刻・・・高宮泰一委員)							
	事務局	辻本次長 丸山次長補佐兼調査係長 大西議事係長 山本議事係主任							
	説明員								
	その他								
閲 覧	議 長	副議長	委員長	局長	次長	庶務係	調査係	議事係	会議録 調整者
									

務処理・会計処理に関する事項」の(1)から(5)まで。これに関連して1の(1)は、「2 監督権に関する事項」の(1)と説明資料がだぶっているので、本日は1の(1)から(5)。それから、2の(1)について資料に基づいて説明させてもらいたい。詳細については、財政課長から説明を申し上げるので、よろしくお願いします。

(長坂財政課長が別紙資料に基づき説明)

野田勝康委員長

調査事項1についての説明は以上のようなことで、ここでみなさんからご質疑があればどなたでも。何分にも資料が膨大で、また、非常に隣接しているのに事業用地であったりと、いろいろと疑問があると思うが。これまでのところで何かご質問があれば。

高宮泰一委員

確認で尋ねておく。有料貸付土地が出ているが、これが固定資産税を取っていない土地か。

磯崎財政部長

1月1日時点で有料貸付土地になっているものに課税できていなかったの、今般、調整をさせてもらった。今回ここにあげているものは、平成21年度末の一覧で、概ね重なっている。

高宮泰一委員

どこへ貸し付けているということが載っていないが、それは出してもらえないか。

磯崎財政部長

資料については委員長と相談の上で。

野田勝康委員長

わかった。他に。

大谷洋介委員

3点お聞きする。まず最初に、市土地開発公社と財団の開発公社が並存しているが、当初、公拡法に基づくものがなかったの、財団を設立したと。公拡法による公社ができた段階で、ある一定、財団を整理してひとつにまとめられなかったのかという感じがする。その点について教えてもらいたい。あと、番地が表示されていないことについて、もう一度教えてもらいたい。最後に、正確に、細かく理事者の方に答えてもらっているが、土地開発公社の方に直接こちらに出向いてもらって聞くことはできないのか。その3点を教えてもらいたい。

長坂財政課長

まず、公社と財団をひとつにまとめられなかったのかということであったが、先ほども説明させ

願いたい。

それでは、本日は市から説明員として蘆田副市長、磯崎財務部長、長坂財政課長、それと担当係長に来てもらっている。初めに蘆田副市長から発言を求められているので、これを許可する。

蘆田副市長

みなさん、おはようございます。

今年の梅雨入りは6月中旬で例年よりも遅いと思ったが、梅雨明けは例年と同じくらい、もしくは早く、それ以来3日間ほど猛暑が続いている。梅雨末期には全国各地で大変大きな被害が出ているが、幸い福知山市については大きな災害もなしに梅雨を乗り切れたということで一安心している。ただ、最近はゲリラ豪雨で1時間に100ミリを超える場合もある。また、これから秋に向っていよいよ台風シーズン、防災のシーズンになるので、一生懸命防災に努めて、市民のみなさんの安心安全を守っていききたいと思っている。議員のみなさんには、防災をはじめ市政全般にわたって日頃より大変な御尽力をいただいていることをこの場をお借りして御礼を申し上げる。

当特別委員会でお世話になる土地開発公社の不適切に事務処理について、委員のみなさん方に多大なご迷惑をおかけしているとともに精力的に調査、審議していただき再発防止に向けた取り組み等に対してご指導いただいていることに感謝を申し上げる。また、このような事態を誘引したことを深くお詫び申し上げる。

先般の全議員協議会において調査される全体概要等について一定の説明をさせてもらったが、詳細な説明はしていない。当特別委員会で調査される全事項について判明している内容を報告し、二度とこのような不適切な事務処理が起こらないように取り組まなければならないと肝に銘じている。詳細について、財政課長が本日お配りしている資料等に基づいて説明をさせていただくが、委員のみなさま方からいただいているご叱正、また、ご意見、ご要望等を最大限尊重させていただき、今後は法令に基づいた適切な事務処理が徹底されるように再発防止とみなさま方の信頼回復に努めていくので、ご理解とご指導を賜りたいと思っている。

以上、特別委員会での説明にあたって、委員会審査への最大の協力を申し上げるとともにお詫びとお願いのご挨拶にさせていただく。委員のみなさんには何かとお世話なるがよろしくお願いします。

磯崎財政部長

みなさん、おはようございます。

本日は、委員長からご指示のあった調査事項について、現時点で準備のできているもの、「1 事

として事業用地を購入するけれども、今後の土地利用計画の中では市道にも関係するもの。土地の関係については多岐に及ぶ関係課と協議をする必要があるので、「必要とあれば」関係課と協議をするということ。

木戸正隆委員

そういう解釈であればよい。最終的には市長、副市長とあるが、どこから甲決裁区分となっているのか。百条の部分を読まえても不明確な部分があるので。

蘆田副市長

今、木戸委員さんから財産処分の決裁区分のお尋ねをいただいたが、財産処分については基本的には市長決裁となっている。したがって、先ほど財政課長が申し上げたように、財政課・財務部長のあとに「必要とあれば」という合議の表現は、将来の利用活動も含めて、事前にそれぞれの所管が取得にあたって知っているほうがよいという思いの中で事前に回している。取得なり、売却については、決裁区分上は市長決裁。

木戸正隆委員

私の説明が悪かったかもしれないが、最終的には全て市長が決裁するが副市長も財務部長もそれぞれにおいてきちんと調査して印を押さないと。そうでないと市長が全てを踏まえてということでもない、決裁区分はきちんとする必要があるのではないかとということ。

蘆田副市長

私の説明不足で申し訳なかった。市長決裁ということになれば、その以下の系列についてはそれぞれが決裁をする。最終的な決裁が市長。

野田勝康委員長

他に質疑はあるか。

大谷洋介委員

市の建物の中にある土地改良区の関係はどのように位置づけられているのか教えてもらいたい。

長坂財政課長

土地改良区は土地改良法に基づくもの。法律の主旨が違ふのと、土地改良区については圃場整備等の関係で開発公社とは趣きを異にする。いわゆる、設立主旨の法律が違ふということ。

野田勝康委員長

他に質疑はあるか。

審良和夫委員

でもらったように背景があつて、福知山市土地開発公社は、いわゆる1市3町の地区開発公社ということで、公拓法ができた時には地区開発公社と呼んでいた。また、財団の福知山市開発公社は旧市のみ。前から母体が違うので整理・統合して合併することにはならなかった。ご指摘のように今後は合併によってひとつの市、ひとつの開発公社になっているので、今の環境であればそうしたことも考えられるが、当時はそういった環境ではなかった。それから、所在地の地番の関係で明示されていない部分があるのは、いわゆる個人に対して補償費を支払っているので個人情報に関わつて。これについては最高裁の判例でも「地番は明示しなくてもよい」となっているので、情報公開でもそうした内容については地番を表示していないので、今回もそれにならつて非表示とさせてもらった。

磯崎財政部長

公社職員から直接聞けないのかということであつたが、基本的に調査は私ども、市の方でお受けするので、例えば、この場で答えられるものは答えさせてもらう。答えられないものについては、再度、公社で確認をした上でお返しさせていただくことを基本に、個別のことについては、また委員長さんと相談をさせていただきたい。

大谷洋介委員

補償費の発生する個人情報の分岐点というのは何か。以前に標識とか看板が設置されている土地ということを知ったような気がするが。

長坂財政課長

基本的には物件補償。いわゆる補償費というもの。

野田勝康委員長

他に。

木戸正隆委員

先行取得依頼の決裁プロセスで「必要とあれば、関係所属課」とある。どうして「必要とあれば」という文言を入れられたのか。甲決裁区分はいろいろな意味で責任の所在と責任の分野を表わしているが、「必要とあれば」ということと決裁の関係。財政課・財務部が中心となつていかなと、いろいろと財政が問題となっているので、あえて「必要とあれば」と入れられたのは。

長坂財政課長

先行取得依頼の決裁は市長決裁で、市長の決裁完了後、土地開発公社に依頼する。それと、「必要とあれば」というのは、例えば、先行取得依頼をする中で道路に関連するもの、いわゆる農道

さんが中へ入って、細かく見ていただくことはお願いしなければならないが、表面だけでも私どもが契約書を。契約書は1枚。細かな計算があるわけではないので、その中身を見せてもらいたいというのが。

野田勝康委員長

ちょっと、それはあとで協議したい。今日は、まず市からみえているので、それに対する質問、質疑事項をやり取りさせてもらうということで。

審良和夫委員

今日、それが少しは出てくるのかと思っていた。このプロセスの説明は、どんな事業でもこうであろうとわかるが、いわゆる中身を、今日見せてもらえるのかと思っていた。それをぜひ。

野田勝康委員長

それは、今後の課題でよいのではないか。取り扱いは。

審良和夫委員

これもまた出してもらって、勉強させてもらって、来週の協議会で質問をさせてもらえればと思うが。

野田勝康委員長

ちょっと、あとで協議を。その狙いが私にはわからない。最終的な狙いがどういうものか。

他に。

高宮泰一委員

先ほどの審良委員の質問とも関連するが、先行取得依頼の決裁プロセスも説明してもらったし、用地取得、用地処分についても説明してもらった。その中で非常に古い、昭和50年代に事業目的に応じて取得した土地がかなりあるが、その中でも事業化を、時代の推移とともに、もうこれは必要ないとか、まだまだ続いているとかということは市の方で検討されているのか。例えば、具体的に言うと、9番、土師足原339-1は昭和53年に都市計画道路石原土師線ということで取得された。地図を見ると、その中に5筆ある。ここは全部田で、水のつくところ。まだまだ事業を追求することを検討されているのかどうか。この事業は何10年先になるかわからないので、延期するとか中止するとかを検討されているのか。ちょっと具体的に尋ねる。

長坂財政課長

高宮委員さんお尋ねの関係は、まず石原土師線は都市計画道路で都市計画決定がされている道路。当然、計画変更する中では都市計画の変更をかけていく必要がある。

丁寧に説明してもらい、説明の中ではよくわかったつもりであるが、もう少し細かく聞かせてもらう。その中で2点。まず、用地取得の一覧表で31番、32番、33番、34番に教育文化施設等建設事業用地としてあがっている。地図を見ると31番だけが飛び地になっているが、この時にどのような教育文化施設を考えていたのか。今は何も話があがっていないので、どんな施設が予定されていたのか。それともう1点。この決裁プロセスの説明は十分に理解できる。ただ、私が説明を受けたかったのは所管課から土地開発公社に依頼があって、土地開発公社が土地を買い上げられた売買契約書、そして用地売却の一覧表のように、こうして土地が売られているという契約書関係を私どもに見せていただくことはできないのかということをお願いしていたと思う。この決裁済み後からの話を聞かせていただきたい。この2点を。

磯崎財政部長

まず31番から34番の関係は、これは区画整理地内になっていて、もともとの従前地が今は離れた場所に換地されたということで、先行取得依頼の大本は文化ホールの建設事業用地として考えられていた。それから、もうひとつの先行取得依頼したあとの契約書の関係は、今回、委員長の方で差配されて、公認会計士さんの方で調べていただく事項の中で、公認会計士さんに新しい簿価を点検いただく中で全ての契約書の提示を求められおり、その中で説明させていただくことになっている。

審良和夫委員

先週、それでも私どもの目でも契約書を見たいという話が、私もさせてもらったし、高宮委員や稲垣委員もされていたと思う。細かな話はわからないが、流れの契約書を見せてもらえないかとお願いしていたと思うが、いかがか。

野田勝康委員長

それは、委員会として結論が出ていない。「一筆だけ」と私が言ったら、「一筆だけでは話にならない」と。では全筆見るのか。そこの詰が委員会としてできていなかったのではないかと、私は理解している。今、ひとつの流れが見たいと審良委員は言われたが、例えば、何かを取り上げて、事例。それだけでいいのか。どういう主旨だったのか。私も、委員会としては詰まっていなと理解している。

審良和夫委員

それでよいかどうかは見ないとわからない。もっとたくさん見ないとわからないとか、こんなにたくさんは見れないとか、そういう話になってくるのかと思っていたので。当然、公認会計士

磯崎財政部長

いわゆる議会も含めた外の方というのが、一般的には外部という言い方をするのかなということとで答えさせてもらっている。あまり内部、外部とは厳密に。いずれにしても、先ほど申し上げたように回答した主旨としては、議会の中で委員会が設けられて、その中で外部の公認会計士さんを委託されて調査をされていることだということを答えさせてもらった。

稲垣司郎委員

そうすると公認会計士を入れて調査することは外部になるということで重複すると。議会のやっていることと重複するととらえてよいということ。そうすると、先ほど審良委員も言われたが、先行取得依頼の決裁プロセスで、多分全て一件書類であると思う。全て甲決裁であれば永年保存されている。特に土地に関することは永年保存だと思う。その中には事業の目的、必要性、予定額、買戻し額などを先行取得の決裁の中に記載して市長まで行く。それが始まりで、あとは財務部と話をしながら次の段階に入っていって詳しい打ち合わせをして、最終的にゴーサインが出て、開発公社に依頼して取得してもらう。こうしたことは全て一件書類でわかる。開発公社は2002年以前のものについてはわからないということであったが、裏づけ資料がなくなることはあり得ない。専門家に調査をしてもらうだけでなく、この委員会として一件書類がどういうものであったのか調査しないと委員会を見る市民の目が疑いの目で見られかねない。部分的か全面的ということで、委員長が言われたように委員会としては結論に達していないが、一件書類の調査は可能なのか。

磯崎財政部長

稲垣委員が言われるように、もともと事業目的があって市が先行取得依頼をしているので、本来ならそれほど時間を置かずに事業用地として買い戻す、あるいは代替地として活用するのが本筋であろうと考えている。しかしながら、現実問題は、何らかの事情でもともとの計画どおりに事業が進行しなくなった、あるいは市の財政状況が厳しい中で多額の財源を投入して事業をどんどん進めていくことが難しくなった。そうしたことを原因として現在、塩漬け土地になってきていると考えている。どのような目的で先行取得依頼をしたかについては、今日の資料の右から2番目の「先行取得時事業目的」の欄に全て記載していて、目的どおりに買戻すもの、それから少し変わっているもの等については、この中で見てもらえるのではないかと考えている。いずれにしても大事なことは、今後、こうした塩漬け土地をどういう形で解消していくのかということになるので、「事業買戻しをするもの」「代替地として確保しつつ売却を検討」するものというよう

高宮泰一委員

いや、それも含めて聞いている。

長坂財政課長

現在のところは都市計画決定されている、いわゆる都市計画道路という位置付けがあるので、現段階では、今、現在、多保市正明寺線の高畑工区を予算化して鋭意進めているが、次にどの順番にいくかということも含める中で検討していかなければならないと考えている。今は都市計画決定があるということで、今回、23年度以降に買い戻しをする予定で計画している。

高宮泰一委員

それは非常によくわかるが、昭和53年に取得なので、今から何10年も前に計画されたこと。それを永遠として、時代の変遷とともに計画も変えていかないといつまでも土地を持って、目途がつかのかどうか。一番問題なのは、土師足原339-1は今回初めて簿価を変えられたが、永年、取得価格と同じ価格でやられていた。この土地は何10年にわたってひとつも簿価が変化していない。何の目的があって、そのようにされたのか。これは今後調査しなければならないが、そうしたことがあるので、私どもも不信の目で見ざるを得ない。そういう不信感があることは伝えておく。

野田勝康委員長

他に。

稲垣司郎委員

先日の新聞に外部調査は受けないという報道があったが、議会が調査するのは外部調査なのか内部調査なのか。

磯崎財政部長

その新聞の答えの部分は、今、議会の委員会の中で外部の委員、具体的には公認会計士さんを任命されて、契約されて調査をされている。その答えとしては、議会の調査委員会の中で外部の方も入れて調査をしていただいているということなので、市としてはそれとは別に外部に調査をするということではないということを言わせていただいたのが記事になったと認識している。

稲垣司郎委員

この記事の内容によると「内部での聞き取り調査以上の内容は出てこない」、「市会特別委員会に対抗と受け止められかねない」から止めたということであるが、議会から要請がある分については、これは内部という受け止め方をしてもらえるのか。